

●規程改正案の概要

要 旨	平成27年度法人の組織の改編等に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」等の一部改正を行う。
内 容	<p>1 「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の改正</p> <p>① 中央病院組織の再編及びポストの新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央病院の組織を局・統括部・科と再編成し、それぞれの長を局長・統括部長・部長とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療安全管理室を医療安全・感染対策局に、看護部を看護局とする。 ・ 各診療科の長を、科長から部長とする。 <p>② 中央病院組織の新設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療事故、感染症への対策及び発生時の対応を迅速に行うため、医療安全・感染対策局に、医療安全管理室と感染対策室を新設する。 ○ 高度で専門的な医療を提供するための医療の質の向上を図るため、医療局に、教育研修センターを新設する。 ○ 患者の重症度や緊急性に応じ柔軟に対応する総合診療科・感染症科を新設するとともに、これまで内科系診療統括部にあった女性専門外来科を女性専門科と名称変更し、総合診療・感染症センターに配置する。 ○ 手術、放射線治療及び検査の機能の充実を図るため、中央診療部から独立し、医療局内に手術診療部・放射線部・検査部を配置し、それぞれの長を統括部長とする。 ○ 気胸患者の発症を365日24時間で対応できる気胸ホットラインの開設など、診療機能の充実に伴い、肺外科を呼吸器外科と名称変更する。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の改正を行う。 <p>2 「管理職員等の範囲を定める規程」の改正</p> <p>組織及び職の改編に伴い、中央病院に新設される医療安全・感染対策局長、看護局長等を加え、医療安全管理室長、緩和ケアセンター長等を削除する他、所要の改正を行う。</p>
施行期日	平成27年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程 新旧対照表 (平成27年4月1日施行分)

新	旧
<p>(主幹等) 第10条 本部事務局に、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、副主任査、主任又は主事を置くことができる。 2及び3 略</p> <p>(病院の組織) 第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、医療局、がんセンター局、薬剤部及び看護局を置く。</p> <p>(局長) 第16条 中央病院に事務局長、医療安全・感染対策局長、医療局長、がんセンター局長及び看護局長を、北病院に事務局長を置く。 2 事務局長、医療安全・感染対策局長、医療局長、がんセンター局長及び看護局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>— — —</p> <p>(統括部長等) 第17条 中央病院の事務局に事務局長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療部統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、がんセンター局にがんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の看護科に看護部長を置く。 2 事務局長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、教育研修センター統括部長、</p>	<p>(主幹等) 第10条 本部事務局に、必要に応じ、主幹、副主幹、主査又は副主任査を置くことができる。 2及び3 略</p> <p>(病院の組織) 第12条 中央病院に事務局、医療局、がんセンター局、薬剤部、看護部及び医療安全管理室を置く。</p> <p>(事務局長等) 第16条 中央病院に事務局長、医療局長、がんセンター局長、薬剤部長、がんセンター部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、事務局次長、副薬剤部長及び副看護部長を、北病院に事務局長を置く。 2 事務局長、医療局長、がんセンター局長、薬剤部長、看護部長及び医療安全管理室長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 事務局次長、副薬剤部長、副看護部長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、事務局次長は事務局長を、副薬剤部長は薬剤部長を、副看護部長は看護部長を補佐する。</p> <p>(統括部長) 第17条 中央病院の医療局に総合診療統括部開設部長、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を置き、がんセンター局にがんセンター統括部長を置く。 —を置く。 2 総合診療統括部開設部長、</p>

新	旧
<p>括部長、総合診療・感染症センター統括部長、内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療部統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長及び総看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(センター長等)</p> <p>第18条 中央病院の医療局に総合診療・感染症センター長、救命救急センター長、周産期センター長、放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長及び連携支援幹を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援科に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護科に副総看護師長を置く。</p> <p>2 総合診療・感染症センター長、救命救急センター長、周産期センター長、総放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長、連携支援幹、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹、薬局長及び副総看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主任医長等)</p> <p>第20条 中央病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を、主任看護師長及び看護師長を置く。</p> <p>2 主任医長及び医長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 副総放射線技師長、副総検査技師長、副総看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を処理する。</p> <p>(主幹等)</p> <p>第21条 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主任、主査、主任又は副主任を置くことができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>部長、中央診療統括部長、救命救急センター統括部長、地域連携センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長及びがんセンター統括部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(部長等)</p> <p>第18条 中央病院の医療局に手術診療部長、放射線部長、検査部長、救命救急センター長及び周産期センター長を置き、がんセンター局に緩和ケアセンター長を置く。</p> <p>2 手術診療部長、放射線部長、検査部長、救命救急センター長、周産期センター長及び緩和ケアセンター長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主任医長等)</p> <p>第20条 中央病院に主任医長、医長、総放射線技師長、副総放射線技師長、総検査技師長、副総検査技師長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、薬局長、総看護師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長を置く。</p> <p>2 主任医長、医長、総放射線技師長、総検査技師長、薬局長及び看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 副総放射線技師長、副総検査技師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を処理する。</p> <p>(主幹等)</p> <p>第21条 中央病院および北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主任、主査又は副主任を置くことができる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>第18条 中央病院の医療局に総合診療・感染症センター長、救命救急センター長、周産期センター長、放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長及び連携支援幹を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援科に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護科に副総看護師長を置く。</p> <p>2 総合診療・感染症センター長、救命救急センター長、周産期センター長、総放射線技師長、放射線管理幹、総検査技師長、連携支援幹、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹、薬局長及び副総看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主任医長等)</p> <p>第20条 中央病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を、主任看護師長及び看護師長を置く。</p> <p>2 主任医長及び医長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 副総放射線技師長、副総検査技師長、副総看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を処理する。</p> <p>(主幹等)</p> <p>第21条 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主任、主査、主任又は副主任を置くことができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第18条 中央病院の医療局に手術診療部長、放射線部長、検査部長、救命救急センター長及び周産期センター長を置き、がんセンター局に緩和ケアセンター長を置く。</p> <p>2 手術診療部長、放射線部長、検査部長、救命救急センター長、周産期センター長及び緩和ケアセンター長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主任医長等)</p> <p>第20条 中央病院に主任医長、医長、総放射線技師長、副総放射線技師長、総検査技師長、副総検査技師長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、薬局長、総看護師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長を置く。</p> <p>2 主任医長、医長、総放射線技師長、総検査技師長、薬局長及び看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 副総放射線技師長、副総検査技師長、副総看護師長、主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所管事務を処理する。</p> <p>(主幹等)</p> <p>第21条 中央病院および北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主任、主査又は副主任を置くことができる。</p> <p>2及び3 略</p>

新	旧
<p>(部長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局に置く各部の診療科に主任医長のうちから選任した部長又は医長のうちから選任した副部長を置くことできる。</p> <p>2 部長及び副部長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>(科長等)</p> <p>第22条 院長は必要に応じ医療局に置く各部の診療科に主任医長のうちから選任した科長又は医長のうちから選任した副科長を置くことできる。</p> <p>2 科長及び副科長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

管理職員等の範囲を定める規程 別表（第2条関係） 新旧対照表（平成27年4月1日施行分）

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
組織上の区分	職又は職員	組織上の区分	職又は職員
本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員	本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員
中央病院	院長 副院長 事務局長 医療安全・感染対策局長 医療局長 がんセンター局長 看護部長 事務局次長 施設管理幹 課長 統括部長 部長 総放射線技師長 放射線管理幹 副看護部長 技師長 連携支援幹 薬剤管理幹 副看護部長	中央病院	院長 副院長 事務局長 看護部長 医療安全管理室長 事務局次長 施設管理幹 課長 統括部長 部長 緩和ケアセンター長 総放射線技師長 副看護部長 技師長
北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬局長 総看護師長 副総看護師長 精神保健幹	北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬局長 総看護師長 副総看護師長